

7 農政第1159-6号
令和8年1月19日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久留米市長

市町村名 (市町村コード)	久留米市 (402036)
地域名 (地域内農業集落名)	荒木(荒木、下荒木)地域 (第1区、第2区、第3区、第4区、第5区、第15区、第6区、第7区、第8区、第9区、 第10区、第11区、第12区、第14区、第13区、下村、相川、上村、笹尾、湯納楚)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月16日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

荒木地域は、国営筑後川土地改良事業の受益地が多く、基盤整備された広大な農地は市の穀倉地帯を形成している。一方で、市街化区域に隣接する地域には未整備の農地が多く、大型機械の導入が難しいという課題がある。また、整備済み農地についても、生産効率の向上が求められており、大区画化や農地の適切な棲み分けが検討されている。

地域の主な農作物は、米、麦、WCSなどの土地利用型農業であり、これに加え、イチゴやレタス、コマツナなどの園芸農業を組み合わせた複合経営が行われている。しかし、地域全体として若手農業者が少なく、集落営農組織や法人も高齢化が進んでおり、後継者不足が課題である。このため、農業の継続的な発展に向けては、効率化の推進が急務である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

将来の地域農業は、米、麦、WCSを中心とした土地利用型農業および園芸農業を継続する見込みである。農業の担い手は、集落営農組織内の高齢化やオペレーター不足により、個々の認定農業者が中心となる可能性が高い。なお、新規就農者の確保や地域情報の発信、マッチングなども併せて検討する必要がある。

地域農業の継続に向けては、後継者や作業者の確保、スマート農業の導入などが想定されるが、まずは農地の利便性向上を図る必要がある。そのため、地区ごとに大区画化(畦畔除去や段差解消など)の可能性を検討する。一方、農資材や機器の高騰、収益性の問題もあるため、大規模化は慎重に検討する必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	400.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	400.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業上の利用は、原則として農振農用地の範囲と同一としている。住宅と農地の混在する区域や未整備農地の改善を図り、持続的に活用できるよう検討していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

認定農業者や集落営農法人を中心に、集積や集約を進めていく。ただし収益性の確保や作業能力との範囲において。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

集約の必要性がある農地については、中間管理機構を通じた活用を検討していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

未整備や狭隘な農地の大区画化の可能性を継続して検討していく(各地区ごとなど)。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市や県、JAなどの研修を活用していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業受委託の活用や短期雇用できるような農業支援サービスがあれば活用を検討したい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・カラスやアライグマの被害があるため、今後、対策の検討が必要。
- ・引き続き耕畜連携の取組を継続していく。
- ・スマート農業の検討は必要だが、前提である農地の大区画化の可能性を検討する。

【令和7年度:座談会結果】

荒木町白口付近および荒木や今地区の簡易整備や、農地交換の可能性について意見交換を行った。協議は継続中である。なお、荒木地域と下荒木地域は連担性があり、農作物の生産状況も類似し、共通した課題も多いため、令和7年度から地域計画を一本化する。